

第 13 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 24 年 7 月 27 日（金）午後 2 時 00 分から午後 2 時 27 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	齊藤	正孝
	4 番	山田	学
	5 番	大道	健實
	6 番	小原	喜久雄
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏

4 欠席委員（1 名） 23 番 齊藤 一男

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員の指名

3) 諸般の報告

4) 報告

第 1 号 南十勝農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長研修会について

第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について

5) 議案

第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第3号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主事補	川本 貴士

7. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しております、ただいまから第13回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますが異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	はい。それでは、指名をいたします。1番国枝委員、2番香西委員、宜しくお願いたします。
議長	次に諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、23番斉藤一男委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
議長	それでは、報告第1号「南十勝農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長の研修会について」を議題といたします。事務局長から報告をいたします。
事務局	はい。「南十勝農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長研修会」について報告をいたします。なお、資料は添付しておりませんので口頭のみ報告とさせていただきます。 この研修会は、南十勝農業委員会連絡協議会が主催で当番町村は、幕別町農業委員会が主管となり、去る7月13日、忠類総合支所において開催をしました。研修会は、南十勝5町村が持ち回りで日頃の問題・課題について、意見交換の場として年1回、開催しております。研修会の情報交換では、主に担い手対策について意見交換がされました。以上、簡単ではありますが報告とさせていただきます。
議長	ただ今の報告について、ご質疑ございますか。 (発言なし)

議長	はい。それでは、ないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告の第2号1番から4番を説明いたします。
事務局	報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書1ページの4件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	はい。それでは、ただ今、報告の第2号1番から4番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。
議長	次に報告第3号の「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告の第3号1番・2番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地法第4条の規定による許可について」。農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書の2ページの6月28日第12回総会で審議された2件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し、平成24年7月26日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	はい。ただいま報告の第3号1番・2番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。それでは、報告第3号の1番・2番について終わります。
議長	次に報告第4号の「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第4号の1番を説明いたします。
事務局	報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書3ページの6月28日第12回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し、平成24年7月26日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	はい。ただいま報告第4号の1番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	それでは、質疑がないようですから、報告第4号の1番についての、報告を終わります。
議長	それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案第1号の1番から4番を説明いたします。
事務局	【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添、農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページ・2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。
10番	この案件は、今月23日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号の1番から4番は原案のとおり決しました。
議長	次の議案第1号の5番・6番につきましては、私の事案でございますから、退席をいたします。谷内代理をお願いをいたします。 暫時休憩をいたします。
	(25番杉坂会長退席)
代理	休憩を解き、会議を続けます。 会長の事案でありますので、私が議長を務めさせていただきます。 それでは、議案第1号5番、6番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第1号5番、6番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、

経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

代理 それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

4番 この案件は、今月20日に利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

代理 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

代理 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

代理 異議なしといたします。よって、議案第1号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議案が終わりましたので、議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

(25番杉坂会長着席)

議長 それでは、休憩を解きます。

議長 次に議案第1号の7番から10番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第1号7番から10番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書4ページから5ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

15番 この案件は、今月20日に利用調整を行った案件でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の7番から10番につ

いて、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第1号の7番から10番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第2号の1番・2番について、説明をいたします。

事務局 【議案第2号1番・2番について、議案書をもとに朗読】

事務局 これらの案件は、別添農地法第3条調査書1ページ・2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。局長。

局長 農地法第3条の現地調査についてであります。平成22年1月28日第21回総会において公有地の払下げは、現地調査を行わないと申し合わせをしております。しかし、今回の払下げの面積が多い事、地番の内地番となっている事、将来権利取得等が想定される事から鬼頭農地部会長と事務局で協議をし、農地法事務処理基準に基づき現地調査を行いました。今後におきましても、農地法事務処理基準に基づき現地調査を行う事に致しましたので、委員の皆様のご理解とご了承をお願い致します。なお、親子間の関係につきましては、現地調査は行いません。以上であります。

議長 はい。ただいま提案している案件についての経緯を説明致しました。ご理解をお願いしたいと思います。

それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

14番 この案件は、河川の敷地の払下げでございます。去る7月20日、国枝委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認して頂きました。今回の案件については、借り受けていた河川敷地を買い受けるものであり、周辺農地の影響はないと思います。なお、詳細については、事務局、説明のとおりでございます。よろしくお願い致します。

議長 はい。質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の1番・2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第2号の1番・2番は原案のとおり決し

ました。

議長 次に議案第3号「現況証明について」を議題といたします。事務局から議案第3号の1番を説明いたします。

事務局 【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当農業委員からの報告をお願いいたします。

19番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る7月20日、国枝委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認いただき農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂きました。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。宜しくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の1番は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号2番、3番について説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番、3番について、議案書をもとに朗読】

議長 はい。それでは、地区担当農業委員からのご報告をお願いいたします。

21番 この2件の案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る7月20日、国枝委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認いただいております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長 質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の2番、3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の2番、3番は原案のとおり決

しました。

議長 次に、議案第3号の4番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。

11番 この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る7月20日、国枝委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということで確認いただいております。詳細につきましては、事務局、説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の4番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号の5番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当農業委員のご報告をお願いいたします。

10番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る7月20日、国枝委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認して頂き農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。したがって、議案第3号の5番については原案のとおり決しました。

議長

以上で本日も提案の議案は、すべて終了いたしました。これをもちまして、第13回農業委員会総会を閉会いたします。